石油石炭税（仮称）

(1)　税率を液化石油ガス（ＬＰＧ）及び液化天然ガス（ＬＮＧ）については１トン当たり1,080円（現行　ＬＰＧ670円、ＬＮＧ720円）に引き上げるとともに、石炭を課税対象に追加し、その税率を１トン当たり700円とする。
また、石油税の名称を石油石炭税（仮称）に改める等所要の措置を講ずる。
上記の改正は平成15年10月１日から実施することとし、次のとおり所要の経過措置を講ずる。

改　　正　　案　　［1トン当たり］

現行	平成15年10月１日	平成17年４月１日	平成19年４月１日
ＬＰＧ	670円	800円	940円	1,080円
ＬＮＧ	720円	840円	960円	1,080円
石　炭	－	230円	460円	700円

(2)　鉄鋼の製造に使用する石炭、コークスの製造に使用する石炭及びセメントの製造に使用する石炭については、平成17年３月31日までの間の措置として、石油石炭税（仮称）を課さないこととする。

(3)　沖縄県で発電の用に供される石炭については、平成19年３月31日までの間の措置として、石油石炭税（仮称）を課さないこととする。

エネルギー特別会計への環境省の参画について

★ 第一ステップの取組として環境省が提唱していた特定財源のグリーン化を以下により実現する。

● 今回の歳入構造の見直しは、エネルギー税制のグリーン化であり、 CO_2排出抑制を主たる目的とした「環境税」とは、全く性格や内容を異にするもの。

○ エネルギー政策の一手段たるエネルギー税制の枠内の改善なので、①特別会計の目的規定は変更しない、②歳入面 の見直しについては、 柱となるエネルギーとなり、負担能力もあり、特会による対策の受益者ともなる石炭にも新たに課税。もって、歳入はグリーン化。

● 歳出構造の見直しに当たっては、環境省の行うエネルギー起源のCO_2排出抑制に役立つエネルギー関連施策を、石油特会においても環境省が担当。経済産業省も省エネ・代エネへの歳出を充実強化。

○ 環境省は歳出需要に応じた十分な執行額の確保を目指す。財務省要求や執行に関し、 環境省と経済産業省はそれぞれの担当分において、各々行う。（環境省分について、初年度６０億円、平年度数百億円規模。）

● エネルギー政策と環境政策が両省の幅広い連携の下でますます効果的に展開されていくことに資するべく、両省担当局長クラスからなる 「エネルギー政策・環境政策連携会議」を設置。
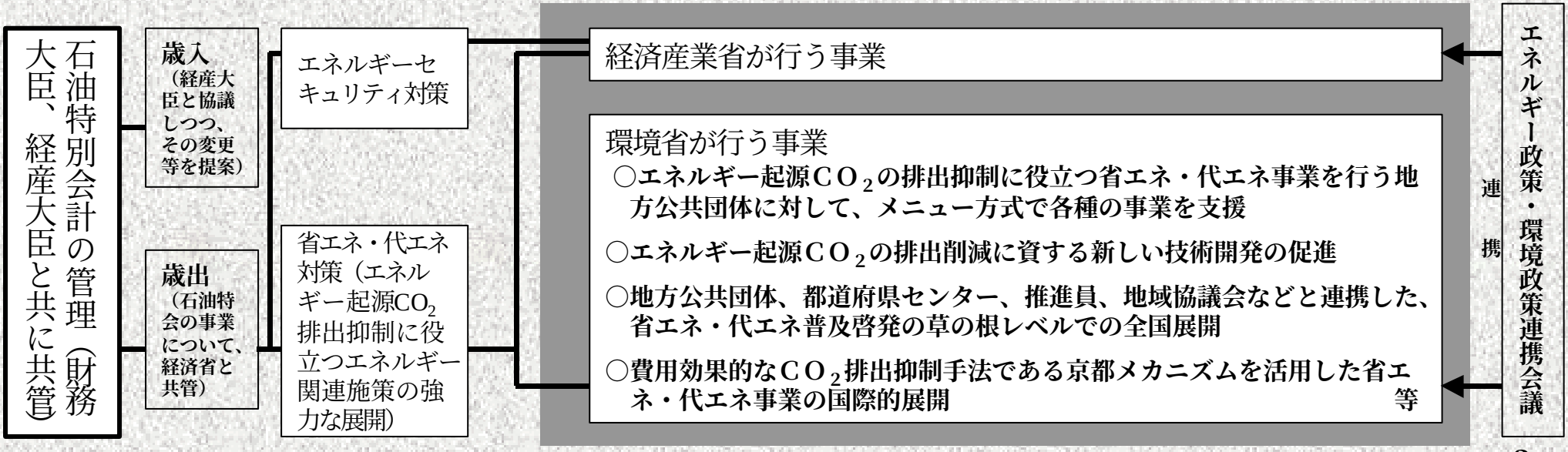
★ 第二ステップに向け検討中の「環境税」については、2004年のレビューに基づきその導入を判断。今回の石油税見直しはこれを妨げるものではなく、温暖化法等に基づき2004年に行われる検討では、特会を含めて、関連するすべての施策や政策の見直しを行う。